

産後ケア事業の利用について

泰阜村では産後ケア事業を実施しています。産後のお母さまが安心した子育てができるようサポートすることを目的としています。



1 対象となる方

産後1年未満の産婦とその新生児及び乳児

利用に際しては、泰阜村役場の住民福祉課に申請をお願いします。

2 ケアの内容

- ・母親の健康管理や生活面の指導、心理的ケア
- ・乳房ケアや授乳方法の指導
- ・沐浴指導
- ・発達や発育、体重や排泄の観察とアドバイス
- ・スキンケアなどの育児方法の指導
- ・育児相談 等

(1) 宿泊型(利用可能期間 6泊7日まで)

病院や助産所に宿泊し心身のケア・休息・育児サポートを受けられます。

(2) 日帰り型(利用可能回数 7回まで)

日中、助産院で育児相談やサポートを受けられます。

(3) 訪問型(利用可能回数 7回まで)

ご自宅にお伺いし相談を受けられます。

3 利用者負担額

	宿泊型(1日)	多胎児加算(1日)	日帰り型(1回)	訪問型(1回)
課税世帯	3,000円	500円	2,000円	600円
非課税世帯	1,500円	200円	1,000円	500円
生活保護世帯	0円			

※宿泊型の料金の数え方 1泊2日の場合2日とみなします。

※多胎児加算は、宿泊型利用時のみ加算されます。

※訪問型の交通費については、1km50円とし、全額村負担とする。

※食事代、オプションサービス、文書料等の追加料金は自己負担となります。

4 利用機関

宿泊型 飯田市立病院 (0265) 21-1255

日帰り型 はぎもと助産院 (0265) 24-6665、よしみ助産院 (0265) 27-2680

訪問型 はぎもと助産院、よしみ助産院、バースコンダクター楽育(090-8329-7466)

5 お問い合わせ先

泰阜村役場 住民福祉課 保健師 0260-26-2111

裏面もご覧ください

里帰り出産等で表面以外の期間を利用したい方へ

表面以外の医療機関等で産後ケア事業の利用を希望される方に、産後ケア事業の費用の償還払いを実施しています。

	表面以外の医療機関等で産後ケア事業を利用される場合				
補助可能日数等（上限）	宿泊型 6泊7日まで 日帰り型 7回まで 訪問型 7回まで ※上記の期間以上のご利用分は自己負担となります				
補助上限額（実際の費用路比較して少ない方の額を補助します）		宿泊型 （1日あたり）	多胎児加算 （1日あたり）	日帰り型 （1回あたり）	訪問型 （1回あたり）
	課税世帯	27,000 円	4,500 円	18,000 円	9,400 円
	非課税世帯	28,500 円	4,800 円	19,000 円	9,500 円
	生活保護世帯	30,000 円	5,000 円	20,000 円	10,000 円

<償還払い申請までの流れ>

①「泰阜村産後ケア事業利用申請書」に必要事項を記入し、役場保健師へ提出する（郵送可）

※産後ケア利用前に申請書の提出が不可能な方は、保健福祉課へ下記について連絡をお願いします

・委託外の医療機関等で産後ケアを利用すること・利用する医療機関、助産所等

②産後ケア実施機関に、「実施依頼書」を提出して産後ケアを利用する

※役場から産後ケア実施医療機関に直接郵送することも可能です

③「泰阜村産後ケア費用補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、産後ケアを利用した日の翌日から起算して6ヶ月以内に申請する（郵送可）

《添付書類》

・領収書の写し（利用した日数、金額が分かるもの）

・泰阜村産後ケア事業実施結果報告書

（医療機関で記入してもらい申請書に添付するか、医療機関から役場へ直接郵送してもらってください）

お問い合わせ・申請書送付先

〒399-1895 長野県下伊那郡泰阜村 3236 番地 1

泰阜村役場 住民福祉課 保険福祉係 保健師

0260-26-2111